

平成23年6月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成23年(ネ)第1026号不当利得返還請求控訴事件

(原審・東京地方裁判所平成21年(ウ)第43895号)

口頭弁論終結日 平成23年4月21日

判 決

東京都中央区晴海1丁目8番10号トリトンスクエアX棟

控 訴 人	C F J 合 同 会 社
同代表者代表社員	C F J ホールディングス株式会社
同職務執行者	浅 野 俊 昭
同訴訟代理人支配人	山 本 圭 一

被 控 訴 人

同訴訟代理人弁護士 林 信 行

上記当事者間の不当利得返還請求控訴事件について、当裁判所は、次のとおり判決する。

主 文

1. 本件控訴を棄却する。
2. 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 控訴人は、被控訴人に対し、33万5921円及びこれに対する平成22年9月3日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 被控訴人のその余の請求を棄却する。

2 被控訴人

主文第1項同旨

第2 事案の概要

1 本件は、被控訴人が、貸金業者である控訴人との間で、継続的金銭消費貸借取引を行い、原判決別紙1及び別紙2各記載のとおり、利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）1条1項所定の制限利率を超える約定利率により借入れと返済を繰り返していたところ、①約定利率による利息と利息制限法所定の制限利率による利息との差額が借受金元本に充当されることになる結果、過払金が発生している、②控訴人は、上記過払金相当額の利得に法律上の原因がないことにつき悪意であるとして、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、平成6年6月15日から平成21年6月15日までの第1の取引（以下「本件取引1」という。）について、過払金348万1669円及び未収過払利息金21万2048円並びに過払金348万1669円に対する最終取引日の翌日である平成21年6月16日から支払済みまで民法所定年5分の割合による利息の支払を求め、平成6年4月8日から平成15年2月28日までの第2の取引（以下「本件取引2」という。）について、過払金35万5775円及び未収過払利息金1万6330円並びに過払金35万5775円に対する最終取引日の翌日である平成15年3月1日から支払済みまで民法所定年5分の割合による利息の支払を求めた事案である。

原判決は、本件取引1及び本件取引2がそれぞれ一連の取引であること、控訴人が悪意の受益者であることを認め、控訴人の相殺の主張と一部弁済の主張を認めて、被控訴人の本訴請求のうち、本件取引1に係る過払金残元金139万4877円と本件取引2に係る過払金残元金24万3983円の合計163万5785円とこれに対する平成22年9月3日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求める限度でこれを認容し、その余の請求を棄却したので、控訴人が上記敗訴部分につき不服を申し立てたものである（被控訴人は、上記敗訴部分につき、控訴も附帯控訴もしていない。）。

2 争いのない事実等、争点及び当事者の主張は、当事者の当審における主張を次のとおり付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1及び2（原判決2頁20行目から同7頁7行目まで）記載のとおりであるから、これを引用する（ただし、原判決5頁19行目の「貸金業規制法」を「平成18年法律第115号による改正前の貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業規制法」という。）に改める。）。

（控訴人の当審における主張）

（1） 原判決は、本件取引1に係る無担保ローンの第1取引と不動産担保ローンの第2取引を一連の取引と認めたが、事実の誤認である。

無担保ローンが「リボルビング契約」に基づく無担保の取引であるのに対し、不動産担保ローンは「証書貸付契約」に基づく不動産担保付きの取引であって、両取引は全く取引形態が異なり、両取引を事実上1個の連続した貸付取引と評価することなどできず、過払金充当合意もないから、両取引間で過払金の充当計算をすることは許されないというべきである。

したがって、第1取引において生じた過払金返還請求債権は時効消滅している。

（2） 第2取引において、被控訴人は期限の利益を喪失しているから、控訴人は、遅延損害金が発生していることを前提として過払金の充当計算が行われるべきである旨主張したが、原判決はこの点について判断しないまま被控訴人の請求を認容しており不当である。

（3） 本件において、控訴人には最高裁判所平成19年7月13日判決が示した「特段の事情」が認められるから、原判決が控訴人を悪意の受益者と認定したのは不当である。

（被控訴人の当審における主張）

被控訴人は、第2取引について返済期限を経過して返済をしたのが96回に及んだが、このうち控訴人が遅延損害金を徴求したのはわずか9回にすぎず、

他の87回については被控訴人に対し遅延損害金の支払を求めることはなかった。かかる事実経過の下、被控訴人が控訴人から遅延損害金を請求されないという期待を抱くのもやむを得ないところであり、このような事情を作り出した控訴人が本訴において遅延損害金を請求することは信義則に反して許されない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人と被控訴人との間の本件取引1の第1取引（無担保取引）と第2取引（不動産担保取引）については、これを一連の取引として過払金の充当計算が認められるべきであり、本件取引2も一連の取引として一連計算による過払金の充当が認められるべきであって、控訴人は悪意の受益者であるから、被控訴人の本訴請求については、控訴人の相殺及び一部弁済の結果、過払金残元金合計163万5785円とこれに対する平成22年9月3日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余の請求は棄却すべきものと判断する。その理由は、後記2のとおり、当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 争点に対する判断」の1から6まで（原判決7頁9行目から同10頁13行目まで）の理由説示と同一であるから、これを引用する（ただし、原判決9頁2行目の「貸金業法」を「貸金業規制法」に改める。）。

2 当審における控訴人の主張に対する判断

(1) 第1取引と第2取引の一連計算の可否について

被控訴人が貸金業者であることは当事者間に争いがなく、証拠（甲2から6まで、甲12、乙11から13までの各1及び2、乙14から25、乙26の1及び2、乙27及び28、乙29の1及び2、乙30の1及び2、乙31の1から4まで、乙32、乙34、乙41）及び弁論の全趣旨によれば、被控訴人は、秋田県大館市に居住していたところ、平成6年頃、控訴人（当時の商号は「アイク株式会社」）から貸付けを受けるようになり、以後、原判決

別紙1記載のとおりのおりの貸付取引を継続していたこと、被控訴人と控訴人間の平成6年6月15日から同8年3月27日までの第1取引は、融資極度額が50万円、約定利率が39.50パーセント、遅延損害金が39.98パーセントとされていたこと、被控訴人は、他の消費者金融業者数社からも借入れをしており、平成8年頃には返済に窮するようになったため、控訴人担当者に支払が大変で困っている旨話したこと、その際、被控訴人は、控訴人担当者から、不動産を担保として提供する人がいればその不動産を担保にして金員を借り受け、まとめて借入金を返済する方法を提案されたため、平成8年3月頃、父の[REDACTED]に上記事情を告げてその了解を得た上、平成8年3月18日、控訴人に不動産担保ローンの申込書(乙12の1)を提出したこと、控訴人は、被控訴人に対し、同日、用途を不動産担保融資のための「鑑定料預かり」の名目で50万円を融資し、上記金額の中から第1取引に係る残債務43万2217円の返済を受け、被控訴人は、不動産鑑定費用として6万2212円を負担したこと、平成8年3月22日、不動産鑑定士の[REDACTED]が作成した不動産簡易鑑定評価書(乙27)が提出されたため、控訴人担当者は、不動産担保ローンの申請書(乙28)を作成して、控訴人本部に不動産担保ローンの稟議を求めたところ、平成8年3月23日、不動産担保ローンの決裁が下りたこと、平成8年3月27日、控訴人と被控訴人は、融資金額を500万円とする金銭消費貸借契約書(乙11の1及び2)を作成して、不動産担保ローンに係る契約を締結し、本件取引1に係る第2取引(不動産担保取引)を行うようになったこと、被控訴人は、同日、控訴人から融資を受けた金員の一部を他の消費者金融業者数社に対する返済資金に充てたが、この返済金は控訴人が被控訴人に代わって上記各消費者金融業者に払い込んだこと、控訴人担当者が作成した上記の不動産担保ローンの申請書(乙28)には、与信度及び安定性欄に「CFC利用有るも事故歴なし、DR=23.11%と問題なし」と、性格欄には「非常に素直な性格で、約束した事は必ず守る方です。何かあればすぐ電話連絡くれます。」と

記載されていること、こうして、同日、上記の第1取引は第2取引に切り替えられたが、その契約番号は無担保取引の契約番号（7084-0304129）がそのまま使用されたこと、第2取引は、平成8年3月27日から約13年間にわたって行われたが、その約定利率は15.50パーセント、遅延損害金は29.20パーセント、返済日は毎月8日とされていたが、平成12年7月31日に貸し増した際、毎月の返済日が11日に変更されたこと、上記の平成8年3月27日付け金銭消費貸借契約書には、毎月の返済期日を1日でも遅延したときは、何らの通知、催告を要せずして当然に期限の利益を失い、所定の遅延損害金を加算して残債務金額を直ちに支払う旨規定されている（第5条）こと、上記の約13年間にわたって行われた取引（返済）の回数は約196回に上り、被控訴人が約定返済日に支払をしたのは100回程であり、他は返済期限経過後にその返済がされたが、控訴人が遅延損害金を徴求したのは9回にすぎず、他の87回について、控訴人が被控訴人に遅延損害金の支払を求めることはなかったこと、この間、控訴人は、被控訴人が約定返済日に返済をしなかったため期限の利益を喪失したとして、被控訴人に残債務を直ちに一括返済するよう求めることはなく、被控訴人が分割返済を継続するのを容認し、その返済を異議なく受領し続けたこと、この間、被控訴人は、平成8年11月19日に660万円、平成12年7月31日に740万円をそれぞれ借り増したこと、以上の事実が認められる。

上記認定のとおり、控訴人は、平成8年3月27日、被控訴人との間で第2取引に係る不動産担保ローンに係る金銭消費貸借契約を締結したものの、その後も、被控訴人を従前と同一の会員番号で管理し、貸付取引を継続していたのである。そして、控訴人は、第2取引を開始するに当たり、所定の与信審査を行ったものの、その際、担保に供される不動産の評価に加え、従前の被控訴人の第1取引における実績が良好であることや同取引における被控訴人の対応が信頼できることを与信上考慮し、また、第1取引において、第2取引に係る不

動産鑑定費用を捻出するため、使途を不動産担保融資のための「鑑定料預かり」として50万円を被控訴人に融資するという処理を行い、その中から第1取引の残債務の弁済を受け、被控訴人に不動産鑑定費用を負担させていたのである。このように、第1取引から第2取引に切り替えられるに当たり、先行する第1取引を利用して、第2取引の準備が行われ、その与信審査も第1取引の実績が考慮されていたのであって、控訴人は、被控訴人が返済に窮する中、その父が所有する不動産を担保に供することができることを知って、被控訴人との取引拡大を図ったものと認められる。

そして、上記認定のとおり、第1取引と第2取引との間には空白期間がなく、本件貸付取引の経過によれば、第1取引と第2取引とは事実上1個の連続した貸付取引であると認めるのが相当であって、控訴人と被控訴人との間には、第1取引により発生した過払金をその後の第2取引における新たな借入金債務に充当する旨の合意があったものと認められる。

控訴人は、第1取引と第2取引は全く取引形態が異なり、これらを事実上1個の連続した貸付取引と評価することなどできない旨主張するが、上記認定の事実関係からすると上記主張は採用することができず、第1取引において生じた過払金返還請求債権が時効消滅している旨の主張も失当である。

(2) 遅延損害金請求の可否について

控訴人は、第2取引において、控訴人が期限の利益を喪失していたため遅延損害金が発生している旨主張する。

しかしながら、上記(1)認定のとおり、第2取引は、平成8年3月27日から約13年間にわたって継続し、その間の取引回数は約196回に上っていたが、被控訴人が約定返済日に支払をしたのは100回程であり、他の96回は返済期限が経過した後にその返済がされたものの、控訴人が遅延損害金を徴求したのは9回にすぎず、他の87回について、控訴人が被控訴人に遅延損害金の支払を求めることなく推移し、控訴人において、被控訴人が期限の利益を

喪失したとして、残債務の一括返済を求めることはなく、むしろ被控訴人が分割返済を継続するのを容認し、借り増しに応じていたのである。このような事情の下、被控訴人は、約定支払期日より支払が遅れることがあっても期限の利益を喪失することはないと誤信して取引を継続していたことがうかがわれる。

したがって、上記のような事情の下、控訴人が期限の利益喪失の主張をして遅延損害金の制限利率によって過払金の元本への充当計算をすべきである旨主張するのは、誤信を招くような控訴人の長年にわたる対応のために、期限の利益を喪失していないものと信じて支払を継続してきた被控訴人の信頼を裏切るものであるから、信義則に反し許されないというべきである。

(3) 悪意の受益者性について

貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき、貸金業規制法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるものとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されるというべきところ（最高裁判所平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁参照）、本件において、控訴人は貸金業規制法43条1項の適用があることについて具体的に主張立証せず、また、控訴人において同項の適用があるとの認識を有していたものと認めるに足りる証拠もないから、上記「特段の事情」を認めることはできない。

したがって、控訴人は、本件貸付取引に係る過払金について民法704条の「悪意の受益者」に当たるといえるべきであるから、同条前段に基づき、被控訴人に対し、民法所定の年5分の割合による法定利息を支払うべき義務を負うことになる。

3 以上によれば、被控訴人は、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づ

いて、過払金残元金合計163万5785円及びこれに対する平成22年9月3日から支払済みまで民法所定年5分の割合による利息の支払を求めることができる。

よって、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第21民事部

裁判長裁判官 前 田 順 司

裁判官 原 敏 雄

裁判官 一 木 文 智

これは正本である

平成23年6月30日

東京高等裁判所第21民事部

裁判所書記官 金